

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 三重用水管理所消防設備点検業務
- 2 施 行 場 所 三重県三重郡菰野町大字菰野7961-2三重用水管理所外
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月13日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令 和 7 年 9 月 24 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5)質 問 書 令 和 7 年 9 月 10 日 12:00 まで
※質問の回答については、令 和 7 年 9 月 12 日 までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年9月24日 16:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

三重用水管理所消防設備点検業務

仕様書

令和 7 年 9 月

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第1節 適用

本仕様書は三重用水管理所消防設備点検業務（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務場所

〔消防設備点検〕

- (1) 三重県三重郡菰野町大字菰野 7 9 6 1－2
独立行政法人水資源機構三重用水管理所
- (2) 三重県いなべ市藤原町上相場狸谷 3 1 5 4－7 外
中里貯水池管理棟・小水力発電設備室
- (3) 三重県三重郡菰野町大字菰野 1 5 9 4－3
菰野寮

〔消火器点検〕

- (1) 岐阜県大垣市上石津町大字細野字熊坂 1 5 0 6－4
牧田川取水工 無線室
- (2) 岐阜県大垣市上石津町大字打上字平六谷 1 8 6 5－4
打上調整池 無線室
- (3) 三重県いなべ市北勢町大字南中津原字高木尾 1 7 1 8－5
員弁中継所 無線局舎
- (4) 三重県菰野町大字田口
宮川調整池 無線室外
- (5) 三重県鈴鹿市加佐登町椎山 1 0 0 8
加佐登調整池 無線室
- (6) 消防設備点検における (1) (2) (3) に同じ

第3節 期 間

契約締結の翌日から令和8年3月13日までとする。

第4節 業務内容

本業務は、「消防法」「消防法施行令」「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところにより実施し、消防設備点検及び消火器点検（別紙1，2）を年2回（10月、2月予定）行うものとする。ただし実施時期は受発注者間で協議の上変更することができる。また、期限の切れる消火器2本の交換を行うものとする。

契約期間中に突発的に生じた消防設備の動作不良や消火器の充填、処分及び誘導灯ランプ交換等については、必要に応じて行うものとし、変更契約の対象とする。

前期機器点検	10月実施予定
後期総合点検	2月実施予定

- ・三重用水管理所 2015 年製消火器 2 本の交換
ABC 粉末消火器 10 型・・・2 本

第 5 節 支 払

業務の完了確認後に支払うこととする。

第 6 節 報告資料

点検終了後、点検結果報告書を書面にて提出すること。また、必要に応じて消防署への報告についても併せて実施すること。

第 7 節 その他

この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた事項についてはその都度協議して定めるものとする。

消防設備及び消火器点検(年2回)		前期(機器点検)	後期(総合点検)		
業務	単位	数 量	数 量	計	備 考
○管理所及び附属建屋					
1消火器(外形・機能)点検					
1) 粉末消火器 10型	本	15	15	30	
2) 〃 20型	本	3	3	6	
2) 水消火器 3型	本	3	3	6	
3) 基本作業	式	1	1	2	
2自動火災報知器設備点検					
1) 受信機 P型1級 10回線	台	1	1	2	
2) 差動式スポット型感知器 2種	個	38	38	76	
3) 定温式スポット型感知器 1種	個	10	10	20	
4) 煙感知器(光電式) 2種	個	4	4	8	
5) 発信機 P-1	個	4	4	8	
6) 電鈴	式	4	4	8	
7) 常用電源 交流電源	式	1	1	2	
8) 予備または非常電源	式		1	1	
9) 基本作業	式	1	1	2	
3誘導灯設備(外形・機能)					
1) 避難口誘導灯	灯	3	3	6	
2) 基本料	式	1	1	2	
3) 配線点検	式	1	1	2	
○中里貯水池管理棟点検					
1消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 10型	本	9	9	18	
2) 〃 20型	本	2	2	4	
2) 二酸化炭素消火器 7型	本	1	1	2	
3) 基本作業	式	1	1	2	
4) 避難口誘導灯	台	8	8	16	
5) 配線点検	式	1	1	2	
○小水力発電設備室点検					
1消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 10型	本	2	2	4	
2) 基本料	式	1	1	2	
○菰野寮点検					
1消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 10型	本	5	5	10	
2) 基本作業	式	1	1	2	

消火器点検(年2回)		前期(機器点検)	後期(機器点検)		
品 名	単位	数 量	数 量		備 考
○牧田川取水口点検					
1) 消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 20型	本	3	3	6	
2) 基本作業	式	1	1	2	
○打上調整池点検					
1) 消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 20型	本	3	3	6	
2) 基本作業	式	1	1	2	
○員弁中継所点検					
1) 消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 10型	本	1	1	2	
〃 20型	本	2	2	4	
3) 基本作業	式	1	1	2	
○宮川調整池点検					
1) 消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 10型	本	1	1	2	
〃 20型	本	1	1	2	
3) 基本作業	式	1	1	2	
○加佐登調整池点検					
1) 消火器(外形・機能)					
1) 粉末消火器 10型	本	2	2	4	
〃 20型	本	1	1	2	
3) 基本作業	式	1	1	2	

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年9月9日に交付された(件名:三重用水管理所消防設備点検業務)の
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。